

【コラム】 シンガポールにおけるデクロランプラス、UV-328 等の化学物質規制の最新動向は？

NITE ケミマガ 第 590 号 (2022/06/22) に以下の記事を掲載しました。

●シンガポール

【2022/06/13】

・G/TBT/N/SGP/63/Add.1

Proposed Control of Chemicals Under Review by Multilateral Environmental Agreements

→ [https://epingalert.org/en/Search?domainIds=1&distributionDateFrom=2022-06-](https://epingalert.org/en/Search?domainIds=1&distributionDateFrom=2022-06-13&distributionDateTo=2022-06-15&viewData=G%2FTBT%2FN%2FSGP%2F63%2FAdd.1)

[13&distributionDateTo=2022-06-15&viewData=G%2FTBT%2FN%2FSGP%2F63%2FAdd.1](https://epingalert.org/en/Search?domainIds=1&distributionDateFrom=2022-06-13&distributionDateTo=2022-06-15&viewData=G%2FTBT%2FN%2FSGP%2F63%2FAdd.1) 

新たに 5 種類の化学物質群を有害物質として管理する意図について、WTO/TBT 通報された。

対象物質は、Dechlorane Plus、UV-328、Amitrole、Nonylphenol (NP)、Nonylphenol Ethoxylates (NPE)、Iprodione。

発効日は、2023/03/01。

2022 年 2 月 7 日、シンガポール国家環境庁(NEA)は、環境保護管理法(EPMA)および有害物質規則(EPM)に基づき、ストックホルム条約およびロッテルダム条約の各検討委員会で、まだ審議中である物質を含む、上記 5 物質を有害物質(HS)として管理する意図について、WTO/TBT 通報しました。

(<https://eping.wto.org/en/Search?viewData=G%2FTBT%2FN%2fSGP%2f63>)

今回の WTO/TBT 通報(Addendum)は、当措置が 5 月 10 日に採択、5 月 31 日に公布されて、2023 年 3 月 1 日に発効予定であることを通知するものです。

該当する 5 物質とそれらを含む製品の輸入者、製造者および販売業者は、当該化学物質を輸入、輸出、販売、保管および使用するための有害物質ライセンス/許可の申請が必要となります。

<シンガポール NEA による説明>

【目的】 該当物質がストックホルム条約、ロッテルダム条約の附属書に追加された場合に、シンガポールの条約に対する義務を遂行するための準備としてライセンス制とする。

【理由】 該当物質の潜在的環境・人健康影響の観点で、シンガポールがライセンス管理することにより、該当物質が条約の附属書に最終的に追加された場合に生じる、多国間環境協定(MEAs)の義務を達成することが可能となる。その際に、シンガポール NEA は次のことが実行可能となる。a) シンガポールにおける該当物質の輸出入、売買、使用、輸送と保管、その数量を監視すること、b) 該当物質がストックホルム条約またはロッテルダム条約それぞれの正式な管理リストに掲載された場合に、該当物質の国内での使用を適時に廃絶/制限すること。

<コメント>

ストックホルム条約の附属書に追加することが決議されてから、発効するまでに通常、1年半。パブコメや WTO/TBT 通報の期間を考慮すると非常にタイトなスケジュールです。シンガポールは締約国会議(COP)で決議される前に、事前の法的な対策を行いました。

<参考>

シンガポール化学物質関連法令の調査結果(NITE 委託調査)

<https://www.nite.go.jp/data/000085429.pdf>

シンガポール貿易管理制度(JETRO)

https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/trade_02.html

以上